

欧米における牛の原産地表示について

米国 [*]	「米国産」と表示するために必要な要件をガイドラインで制定 <ul style="list-style-type: none">・米国内で生まれ、育ち、と畜されたものであること・アラスカ・ハワイで生まれ育ち、カナダを60日以内で通過して米国本土でと畜されたものを含む
EU	EU規則により原産国表示を義務化 <ul style="list-style-type: none">・牛の出生国名・肥育が行われた国全ての国名、と畜が行われた国の国名を記載・出生・飼育・と畜が同一国の場合には原産国名のみを記載

* : 2002年10月に公表された新農業法に規定された任意の「原産国表示に関する暫定版ガイドライン」による。

原産国表示の義務化については、上院、下院の間で調整中